

●漁船損保公示第155号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

なお、指定漁船調書は令和8年7月27日から同年8月10日まで高松市瀬戸内漁業協同組合において縦覧に供する。

令和8年7月27日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 発起人の住所及び氏名
高松市浜ノ町24番5号 西谷 明
高松市瀬戸内町55番9号 吉野 浩二
高松市新北町21番14号 高藤 道義
- 2 加入区の名称
瀬戸内加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
高松市瀬戸内漁業協同組合